

## 富士見市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

令和4年4月1日

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整え、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、以下の施策を推進します。

### 1. 手話の理解及び普及に関すること（条例第5条第1項第1号）

#### (1) 施策の基本的方向

市民への手話に対する理解及び普及を推進していくため、普及啓発活動や手話に親しみ、いつでも手話を学べる環境づくりの構築に努めます。

#### (2) 推進施策

- ア. 手話言語条例に関するホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、手話に関する知識や情報等を随時発信していきます。
- イ. 広報「富士見」で手話に関する連載を継続し、手話の知識や簡単な手話について動画を交えて提供していきます。
- ウ. 市民の皆さんに、手話に関する学習の機会を提供するため、市職員による出前講座（富士見市協働によるまちづくり講座）を実施していきます。
- エ. 短期間で気軽に参加できる「手話体験講座」を実施していきます。
- オ. 参加者の拡大に向け、手話奉仕員養成講習会の内容を充実させていきます。
- カ. 全市的に実施している「あいサポーター研修」を通して、市民への手話への理解と普及を図っていきます。
- キ. 市内で事業活動を行う個人事業者、企業等に手話への理解及び普及を図るため、普及啓発チラシの配布を行います。
- ク. 教育委員会と連携し、市内小中学校の児童・生徒を対象に、手話を使う市民との交流を通して、手話を学ぶための福祉教育を充実させていきます。
- ケ. 手話によるあいさつや聴覚障がい者の方への基本的な対応を学ぶため、市役所窓口職員を対象とした手話研修会を実施していきます。
- コ. 日常会話程度の手話ができる市職員を育成するため、市職員への手話ステップアップ研修を実施していきます。
- サ. すべての市職員を対象に「あいサポーター研修」を実施し、様々な障がいをお持ちの方の特性と対応を習得していきます。
- シ. 手話や要約筆記に関して、市民を対象とした啓発事業を毎年開催していきます。

2. 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関すること  
(条例第5条第1項第2号)

(1) 施策の基本的方向

市が発信している音声言語による行政情報等や、市民が参加することのできる市主催の会議等において、手話を使う市民への情報提供を保障するとともに、手話を使いやすい環境づくり及び合理的配慮の提供に努めます。

(2) 推進施策

- ア. 窓口や市主催のイベントや会議等への手話通訳者の活用を推進し、全課への周知と徹底を図ります。
- イ. 遠隔手話通訳の拡充をはじめ、ICT（情報通信技術）を活用した手話サービスについて、関係各課と連携していきます。
- ウ. 音声言語により提供されている市の行政情報等について、関係各課と連携し、手話や文字等の目で見てわかる情報保障を推進していきます。
- エ. 他関係団体と連携して情報交換を図り、先進事例を研究し、各種施策への反映に努めます。

3. 手話による意思疎通に関すること（条例第5条第1項第3号）

(1) 施策の基本的方向

手話を使用する市民が自立した日常生活を営み、社会参加をするうえにおいて、重要な役割を担っている手話通訳者について、その養成や確保に努めるとともに、手話通訳者派遣事業の充実に努めます。

(2) 推進施策

- ア. 手話通訳者の技術の向上を図ります。
- イ. 手話通訳者の待遇や健康管理に関し、手話通訳者派遣事業の実績や状況等をふまえ、処遇改善に努めます。
- ウ. 手話通訳者派遣制度について、民間事業所等への派遣等を含め、派遣制度のあり方を検討していきます。

4. その他の事項

- ①富士見市聴覚障害者の会や手話サークル関係団体並びに富士見市社会福祉協議会と連携して施策を推進していきます。
- ②本方針の実施状況及び実施結果については、富士見市障害者施策推進協議会の権利擁護・コミュニケーション部会において検証していきます。
- ③本方針は、必要に応じて見直しを行います。